厚生労働省告示第二百七十八号

介 護 保 険 法 施 **.**行規則 (平成-十一年厚生省令第三十六号) 第六十八条第三項及び第八十七条第三項の

が定めるところにより算定 規定に基づき、 介護保 険法 した 施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に 費 用 の額 (平成十二年厚生省告示第三十八号) の — 規定する 部を次のように改 厚生 労 働 大 臣

平成二十年四月十日

正し、平成二十年五月一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

(傍線の部分は改正部分)

五(略)	(6)に係る費用の額		予防サービス介護給付費単位数表の介	イ(1)から(3)までの注10、イ(7)、ロ(9)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の	四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費の	一~三 (略)	改正案
	五 (略)	口(6)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額	ビス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、	イ7、ロ8、ハ7及びニ8に係る費用の額及び指定介護予防サー	四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費の	一~三 (略)	現